

大阪府監査委員条例の一部を改正する条例

平成二十三年六月十三日  
大阪府条例第八十四号

大阪府監査委員条例（昭和三十九年大阪府条例第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（議員のうちから選任される監査委員の数） 第三条 府議会議員のうちから選任される監査委員の数は、一人とする。	（議員のうちから選任される監査委員の数） 第三条 府議会議員のうちから選任される監査委員の数は、二人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。